松ケ丘、瑞ケ丘、瑞原、瑞穂町、緑ケ丘、南本町、宮ノ前及び山田、川西市加茂、久代、栄根、下加茂、寺畑、花屋敷、東久代及び南花屋敷並びに宝塚市安倉北、安倉中、安倉西、安倉南、泉町、伊子志（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）、今里町、金井町、亀井町、口谷西、口谷東、御所の前町、寿町、小浜、高司、高松町、東洋町、長尾町、中筋、中筋山手、中山荘園、中山台、中山寺、雲雀丘、平井、平井山荘、星の荘、三笠町、南ひばりガ丘、美幸町、売布東の町、山手台西、山手台東、山本台、山本中、山本西、山本野里、山本東、山本丸橋、山本南及び弥生町」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年二月十日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した一般社団法人警備員特別講習事業センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　一般社団法人警備員特別講習事業センターの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　成田　頼明

(二)　変更後の代表者の氏名　藤本　哲哉

二　変更の年月日　平成二十四年十二月十七日

○総務省告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　　称　米国における米海兵隊との実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十五年一月十五日から平成二十五年二月二十二日まで

三　派遣人数（概数）　二百八十人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○総務省告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　　称　平成二十四年度日米豪共同訓練（グアム）実施部隊

二　国外派遣期間　平成二十五年一月十四日から平成二十五年二月二十七日まで

三　派遣人数（概数）　四百三十人程度

四　派　遣　地　域　アメリカ合衆国グアム

○総務省告示第十六号

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）第六条の規定に基づき、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を次のように定める。

平成二十五年一月十一日

総務大臣　新藤　義孝

一　割当可能周波数帯

二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数帯

二　地域

全国

三　調査事項

免許人の数、無線局の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性並びに電波を有効利用するための計画

四　調査方法

法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理又は法第二十六条の二第六項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集

○法務省告示第十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表奥田精工株式会社の項中「プラスチック成形」の下に「、仕上げ」を加え、同表に次のように加える。

株式会社加藤建設	茨城県北相馬郡利根町大字大房七百九十四番地の一	鉄工
有限会社竹田の里	長野県東筑摩郡山形村七千二百十四番地三	耕種農業
株式会社マシンプロ	愛知県安城市今池町三丁目二番五十五号	機械加工
ソノルカエンジニアリング株式会社	大阪府茨木市五日市緑町二番二十八号	産業用機械精度検査
株式会社黒磯製作所	山口県下松市大字東豊井八百九十九番地十一	機械加工
有限会社トイチ	長崎県諫早市原口町二百八十九番地十	型枠施工

○法務省告示第十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

児湯養鶏農業協同組合	宮崎県児湯郡新富町大字日置二千九百三十番地	畜産農業

○法務省告示第十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表東和開発株式会社の項中「型枠施工」の下に「、とび」を加える。

○法務省告示第十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十一日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社あさぎり高原ファーム	静岡県富士宮市人穴六百四十番地の二	畜産農業
エムケイケイ株式会社	愛知県あま市二ツ寺揚山百九十六番地一	仕上げ
朝明精工株式会社	三重県三重郡川越町大字豊田千四十二番地の三	電気機器組立て